

公募要項の主な改正点

研究休職者の厚労科研参加に関する取扱いの明確化

○ 現行の取扱い

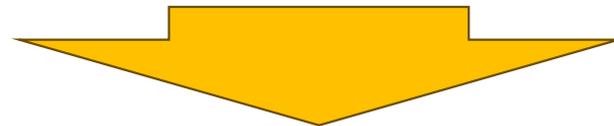
研究休職中の厚生労働省職員※については、厚生労働科学研究への参加可否が、これまで明確に整理されていなかった。

※ 研究を目的とした休職により、外部機関で常勤の研究職に従事している者。
本省職員の身分を有するが、本省での常勤勤務実態はない。

○ 今後の取扱い

退職者（外部機関への一時的な出向者も含む。）は、一定の制限の下で、研究代表者等となることが可能。

研究休職者も、本省での常勤勤務実態を欠き、本省の研究事業立案等から独立している点で退職者と同様。そのため、同等の制限の下で、研究代表者等となり、厚労科研費の交付を受けられることを明確化する。



厚労科研取扱細則で明確化し、令和8年4月以降の交付分から適用。

(参考) 公募要項 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>II 応募に関する諸条件等</p> <p>1 応募有資格者</p> <p>(1) 次のア及びイに該当する者（以下「研究代表者」という。）</p> <p>ア、イ （略）</p> <p>※1（略）</p> <p>※2 現在、厚生労働省内部部局、地方厚生局（支局）又は都道府県労働局（以下「厚生労働省内部部局等」という。）の常勤職員として従事している者は、研究代表者又は研究分担者となることはできない。<u>ただし、厚生労働省内部部局等の常勤職員の身分を有する者であって、研究を目的として休職し、大学その他の試験研究機関等において常勤の研究の職に従事している者（以下「研究休職者」という。）のうち、次のいずれかに該当する者についてはその限りではない。</u></p> <p><u>（ア）応募又は実施しようとする研究事業の補助金の交付先の選定又は研究事業内容の立案に関わっていない者</u></p> <p><u>（イ）応募しようとする研究事業の補助金の交付先の選定又は研究事業内容の立案に関わっていたが、その職を離れた日から起算して、当該研究課題の公募期間の初日の前日までの期間において、1年以上経過した者</u></p> <p><u>研究休職者が応募しようとする場合、当該研究事業の担当課にあらかじめ研究休職者である旨を申告すること。また、申告を受けた研究事業の担当課等においては、当該研究休職者が（ア）又は（イ）の要件を満たしていることを確認すること。（ア）又は（イ）に該当する研究休職者が、研究代表者又は研究分担者となる場合、所属試験研究機関等のCOI委員会における審査を受け、管理措置を求められた場合はそれに従うこと。</u></p> <p><u>現在、厚生労働省の参与の職にある者など、厚生労働省内部部局等の常勤職員以外の職員として従事している者が、自らが補助金の交付先の選定又は研究事業内容の立案に関わっていない研究の研究代表者又は研究分担者となる場合は、あらかじめ応募又は実施しようとする研究事業の担当課及び非常勤職員として在籍している課において、補助金の交付先の選定又は研究事業内容の立案に関わっていない旨を確認すること。また、所属試験研究機関等のCOI委員会における審査を受け、管理措置を求められた場合はそれに従うこと。</u></p> <p>(2) (略)</p> | <p>II 応募に関する諸条件等</p> <p>1 応募有資格者</p> <p>(1) 次のア及びイに該当する者（以下「研究代表者」という。）</p> <p>ア、イ （略）</p> <p>※1（略）</p> <p>※2 現在、厚生労働省内部部局又は地方厚生局（支局）の常勤職員として従事している者は、研究代表者及び研究分担者となることはできない。現在、厚生労働省の参与の職にある者など、厚生労働省内部部局、地方厚生局（支局）又は都道府県労働局の非常勤職員（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第23条に規定する常勤を要しない職員）である者が、自らが補助金の交付先の選定又は研究事業内容の立案に関わっていない研究の研究代表者及び研究分担者となる場合は、所属試験研究機関等のCOI委員会へ申出の上、予め厚生科学課へ相談すること。</p> <p>(2) (略)</p> |